

(5) 札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例

昭和60年6月17日  
条例第17号

〔注〕平成24年2月から改正経過を注記した。

改正

平成4年3月条例第8号  
平成4年3月条例第29号  
平成7年2月条例第2号  
平成24年2月28日条例第10号  
平成25年2月26日条例第6号  
令和3年3月3日条例第6号  
令和6年12月11日条例第86号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(浄化槽保守点検業の登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次の事項を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所(規則で定める区域内の営業所をいう。以下次号及び次条において同じ。)の名称及び所在地
- (3) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第4条 市長は、前条第1項の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに適合していないと認めるときは、登録を拒否しなければならない。

- (1) 営業所を有していること。
- (2) 営業所ごとに浄化槽管理士が置かれていること。
- (3) 営業所ごとに規則で定める器具が備えられていること。
- (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法若しくは法に基づき処分又は法第48条第1項の規定に基づく条例若しくは当該条例に基づき処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

イ 第9条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

ウ 登録簿に登録されて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)で法人

であるものが第9条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者という。以下同じ。)であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

エ 第9条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員である者

カ 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人

がアからオまで、キ又はクのいずれかに該当するもの

キ 法人であつて、その役員のうちアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

ク 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者である者

(登録の有効期間)

第5条 浄化槽保守点検業の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

(更新の登録)

第6条 浄化槽保守点検業の登録の有効期間満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

2 前3条の規定は、更新の登録について準用する。

3 更新の登録の申請があつた場合において、その申請の際現に効力を有する登録の有効期間満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該登録の有効期間満了後もその効力がなされるまでの間は、なお効力を有する。

4 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録事項の変更及び廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第3条第2項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届けなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業を廃止した場合等規則で定める事由に該当したときは、規則で定めるところにより、当該事由が発生した日から30日以内に、その旨を市長に届けなければならない。

(浄化槽保守点検業者の責務)

第8条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者又は浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している浄化槽清掃業者に連絡しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、第4条第1号から第3号までに定める要件を維持しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所に置く浄化槽管理士に対し、第5条に規定する登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、浄化槽保守点検業者は、規則で定める事項を守らなければならない。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録を受けたとき。

(2) 第4条第4号に掲げる者に該当することとなつたとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づき処分又はこの条例若しくはこの条例に基づき処分を違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る職員の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(登録の抹消)

第10条 市長は、登録がその効力を失つた場合は、登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

(報告の徴収、立入検査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第12条 第2条の規定により登録を受けようとする者又は第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者は、申請の際、それぞれ次の手数料を納付しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業登録申請手数料 31,100円
  - (2) 浄化槽保守点検業更新登録申請手数料 25,000円
- 2 法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、申請の際、浄化槽清掃業許可申請手数料20,800円を納付しなければならない。
- 3 既納の手料金は、還付しない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条又は第6条第1項の規定に違反して浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者
- (3) 第9条第1項の規定による命令に違反した者

第15条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
  - (2) 第11条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - (3) 第11条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から3月間は、第2条の登録を受けず、その浄化槽保守点検業を営むことができる。
- 3 第12条第2項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料から適用する。
- (札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)
- 4 札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第10号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成4年条例第8号)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成4年条例第29号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第6号)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
  - 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業の登録を受けている者については、改正後の第8条第4項の規定は、当該登録の有効期間の末日まで適用しない。
- 附 則 (令和6年条例第86号)
- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## (6) 札幌市浄化槽に関する規則

昭和60年9月26日  
規則第37号

### (趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。)及び札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和60年条例第17号。以下「条例」という。の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置の届出)

第2条 市長は、法第5条第1項の規定による届出(以下「浄化槽設置(変更)届」という。)を受理したときは、当該浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者(以下「浄化槽設置者等」という。))に、受理書(様式1)を交付する。

2 市長は、浄化槽設置(変更)届を審査し、その内容を相当と認めるときは、当該浄化槽設置者等に浄化槽設置(変更)届出書審査済通知書(様式2)を交付する。

### 第3条 削除

### (使用開始報告書等)

第4条 法第10条の2第1項の報告書は、浄化槽使用開始報告書(様式4)とする。

2 法第10条の2第2項の報告書は、技術管理者変更報告書(様式5)とする。

3 法第10条の2第3項の報告書は、浄化槽管理者変更報告書(様式6)とする。

### (書類の提出等の要求)

第5条 市長は、生活環境の保全又は公衆衛生上の観点から必要があると認めるときは、浄化槽設置者等又は浄化槽管理者に対し必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

### 第6条 削除

### (浄化槽清掃業許可申請書等)

第7条 省令第10条第1項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書(様式9)とする。

2 省令第10条第2項第3号の書類は、誓約書(様式10)とする。

3 省令第10条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 省令第11条第1号から第3号までに規定する器具の明細書(様式11)

(2) 経歴書(申請者が当該申請に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人であるときには、その法定代理人(法定代理人が法人である場合には、当該法人及びその役員)又は役員の経歴書を含む。第12条第2項第6号において同じ。)

(3) 前年度の本市の市税納税証明書(本市に営業所を有していない場合にあつては、本市を営業区域とする営業所の所在する市町村の市町村税納税証明書。第12条第2項第7号において同じ。)

### (営業所の付近見取図)

(4) 営業所の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の許可を受けている者と汚泥の収集に関する契約を締結している場合には、当該契約書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

### (浄化槽清掃業許可証等の交付)

第8条 市長は、法第35条第4項の規定による通知は、浄化槽清掃業許可証(様式12)又は浄化槽清掃業不許可通知書(様式13)により行うものとする。

2 浄化槽清掃業許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

### (浄化槽清掃業許可証の再交付)

第9条 浄化槽清掃業者は、前条第1項の浄化槽清掃業許可証を紛失し、又は著しく損傷したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式14)を市長に提出しなければならない。

### (変更の届出)

第10条 法第37条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請事項変更届(様式15)に第8条第1項の浄化槽清掃業許可証を添付して行わなければならない。

(廃業等の届出)

第11条 法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃業等届(様式16)により行わなければならない。

2 前項の届出を行う場合には、第8条第1項の規定により交付を受けた浄化槽清掃業許可証を返納しなければならない。

### (登録の申請)

第12条 条例第3条第1項(条例第6条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。の)の申請書は、浄化槽保守点検業登録(更新登録)申請書(様式17)とする。

2 条例第3条第1項の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 申請者が法人であるときは、その法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(2) 申請者が個人であるときは、その住民票の写し

(3) 営業所に置く浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し

(4) 申請者(申請者が浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人であるときは、その法定代理人(法定代理人が法人である場合には、当該法人及びその役員)又は役員を含む。))が条例第4条第4号アからクまでのいずれにも該当しない旨を誓約した書類(様式18)

(5) 第16条に規定する器具の明細書(様式19)

(6) 経歴書

(7) 前年度の本市の市税納税証明書

(8) 現に連絡を取っている、又は今後連絡を取る予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類

(9) 営業所の付近見取図

(10) 条例第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者にあつては、営業所に置く浄化槽管理士が条例第8条第4項の研修を修了したことを証明する書類の写し

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 市長は、条例第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者について、前項に定める添付書類の一部を省略させることができる。

### (登録済証等)

第13条 市長は、条例第3条第2項(条例第6条第2項で準用する場合を含む。の規定により登録をしたときは、当該登録申請者に浄化槽保守点検業者登録済証(様式20)を交付しなければならない。

2 市長は、条例第4条の規定により登録の拒否をしたときは、当該登録申請者に浄化槽保守点検業者登録拒否通知書(様式21)を交付しなければならない。

### (浄化槽保守点検業者登録簿)

第14条 条例第3条第2項の浄化槽保守点検業者登録簿は、浄化槽保守点検業者登録簿(様式22)とする。

2 条例第3条第2項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 登録年月日

(2) 登録番号

(3) 申請者が法人であるときには、その役員の氏名及び役職名

3 浄化槽保守点検業者登録簿は、環境局環境事業部に置く。

### (営業所の設置区域)

第15条 条例第3条第2項第2号の規則で定める区域は、次の表に掲げる区域とする。

区域	札幌市、小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町
----	----------------------------------

### (器具)

第16条 条例第4条第3号の規則で定める器具は、次のとおりとする。

(1) 温度計

(2) 透視度計

(3) 水素イオン濃度指数測定器具

(4) 残留塩素濃度測定器具

(5) 塩素イオン濃度測定器具

(6) 汚泥沈殿試験器具

(7) スカム厚測定器具

(8) 汚泥厚測定器具

- (9) 溶存酸素量測定器具
  - (10) 水準器
  - (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める器具
- (変更の届出)
- 第17条 条例第7条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業者登録事項変更届(様式23)に第13条第1項の浄化槽保守点検業者登録済証を添付して行わなければならない。
- (廃業等の届出)
- 第18条 条例第7条第2項の規定で定める事由は次の各号に掲げるとおりとし、同項の規定による届出は、当該各号に掲げる者が浄化槽保守点検業廃業等届(様式24)により行わなければならない。
- (1) 死亡した場合 その相続人
  - (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
  - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
  - (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
  - (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員
- (浄化槽保守点検業者の責務)
- 第19条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、その者に浄化槽管理士であることを示す身分証明書(様式25)を携帯させなければならない。
- (研修)
- 第20条 条例第8条第4項の浄化槽の保守点検の業務に関する研修は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 浄化槽に関する施策の動向に関すること。
  - (2) 浄化槽の機能及び構造に関すること。
  - (3) 浄化槽の保守点検及び清掃に関すること。
  - (4) 地域における浄化槽の情報に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項
- 2 前項の研修は、法第57条第1項の規定により北海道知事が指定する者その他市長が適当と認める者が行う研修を受けさせることにより実施するものとする。
- 第21条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、札幌市浄化槽保守点検業者登録票(様式26)を掲げなければならない。
- 第22条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに保守点検に関し次の事項を記載した帳簿を備えなければならない。
- (1) 保守点検年月日
  - (2) 保守点検を行った浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所
  - (3) 保守点検を行った浄化槽管理士の氏名
- 2 前項に定める帳簿には、毎月末までに前月中における記載事項について、記載を終了して行わなければならない。
- 3 第1項の帳簿の保存は、次によるものとする。
- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
  - (2) 帳簿は、閉鎖後3年間営業所ごとに保存すること。
- (報告)
- 第23条 浄化槽保守点検業者は、毎年3月31日までに、前年中の1年間における浄化槽の保守点検に関し、浄化槽保守点検実績報告書(様式27)を市長に提出しなければならない。
- (身分証明書)
- 第24条 条例第11条第3項の証明書は、立入検査員証(様式28)とする。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。
- (札幌市事務分掌規則の一部改正)
- 2 札幌市事務分掌規則(昭和47年規則第23号)の一部改正〔省略〕  
(札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正)  
3 札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第61号)の一部改正〔省略〕  
(札幌市排水設備工事業者の登録等に関する規則の一部改正)  
4 札幌市排水設備工事業者の登録等に関する規則(昭和47年規則第115号)の一部改正〔省略〕  
附 則(平成7年規則第14号)～附 則(平成17年規則第24号)省略  
附 則(平成17年規則第35号)抄  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則(平成24年規則第14号)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則(平成25年規則第16号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則(令和3年規則第3号)
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に浄化槽保守点検業の登録を受けている者にあつては、改正後の第12条第2項第10号の規定は、当該登録の有効期間の末日まで適用しない。

## (7) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例

平成16年12月14日  
条例第44号

### (目的)

第1条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (4) 土地所有者等 本市の区域内において、土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (7) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関し、事業者、市民等及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、これらの者が組織する団体の自主的な活動を支援しなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止に関し、市民等に対する意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者のうち、たばこ、容器飲料、チューインガム等を販売する者は、その販売する場所にたばこの吸い殻及び空き缶等を収納するための回収容器等を設置するとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

### (市民等の責務)

第5条 市民等は、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、屋外において自ら生じさせたたばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民は、その居住する地域における活動に積極的に参加する等たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱のない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

### (土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるたばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨て禁止)

第7条 何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。

### (公共の場所における喫煙の制限)

第8条 市民等は、公共の場所において、歩行中(自転車乗車中を含む。以下同じ。)であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

### (公共の場所における印刷物等の回収)

第9条 公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

### (公共の場所における飼い犬のふんの回収)

第10条 飼い犬を連れてきている者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

### (美化推進重点区域の指定)

第11条 市長は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱を防止し、美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該重点区域の関係地域住民、関係団体等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

### (喫煙制限区域の指定)

第12条 市長は、重点区域において、たばこの吸い殻の投げ捨てにつながるだけでなく、他人の身体を害するおそれのある喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、喫煙制限区域について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

### (喫煙制限区域内における喫煙の制限)

第13条 何人も、喫煙制限区域内の公共の場所において、歩行中であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしてはならない。

### (美化推進計画)

第14条 市長は、第11条の規定により重点区域を指定したときは、重点区域ごとに美化推進計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により美化推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該計画を策定する重点区域の関係地域住民、関係団体等の意見を聴かななければならない。

3 美化推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 美しいまちづくりの推進に係る事業者、市民等及び土地所有者等の啓発に関する事項
- (2) たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱を防止するための施策に関する事項
- (3) 事業者、市民等若しくは土地所有者等又はこれらの者が組織する団体が、自発的に行う美しいまちづくりを推進する活動の支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美しいまちづくりの推進に関して必要な事項
- 4 市長は、美化推進計画を策定したときは、その旨を公表するものとする。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、美化推進計画を変更することができる。この場合においては、第2項及び前項の規定を準用する。

### (美しいまちづくり月間)

第15条 本市における雪解け時のたばこの吸い殻及び空き缶等の散乱にかんがみ、事業者、市民等及び土地所有者等の間に広く、美しいまちづくりの推進についての理解と関心を深め、積極的に自主的な活動を行う意欲を高めるため、美しいまちづくり月間を設ける。

2 美しいまちづくり月間は、毎年4月とする。

3 市は、美しいまちづくり月間にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

### (関係機関への要請)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止について、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 重点区域内において、第7条又は第10条の規定に違反した者
- (2) 第13条の規定に違反した者

第19条 第7条又は第10条の規定に違反した者(前条第1号に該当する者を除く。)は、2万円以下の過料に処する。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成17年規則第43号で平成17年8月1日から施行。ただし、第18条及び第19条の規定は、同年10月1日から施行)

(8) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則

平成17年7月21日  
規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(平成16年条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美化推進重点区域標識等の設置)

第2条 市長は、条例第11条第1項の規定により美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)を指定したときは、当該重点区域内に美化推進重点区域標識及び美化推進重点区域図を設置するものとする。

(重点区域の指定等の告示)

第3条 条例第11条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。第5条において同じ。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 重点区域の名称
- (2) 重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

(喫煙制限区域標識等の設置)

第4条 市長は、条例第12条第1項の規定により喫煙制限区域を指定したときは、当該区域内に喫煙制限区域標識及び喫煙制限区域図を設置するものとする。

(喫煙制限区域の指定等の告示)

第5条 条例第12条第2項において準用する条例第11条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 喫煙制限区域の名称
- (2) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

(散乱等防止指導員)

第6条 たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に係る指導等に関する職務を行わせるため、環境局環境事業部に散乱等防止指導員(以下「指導員」という。)を置く。

- 2 指導員は、環境局環境事業部に所属する職員のうちから、市長が任命する。
- 3 指導員は、第1項の職務に従事する者の証として、札幌市散乱等防止指導員証(様式1)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第7条 市長は、条例第18条又は第19条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ告知書(様式2)により告知し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。

- 2 前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書(様式3)を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。
- 3 市長は、第1項の処分をするときは、その名あて人に過料処分決定通知書(様式4)を交付するものとする。

(適用上の注意)

第8条 条例及びこの規則の適用に当たっては、本市域内における表現の自由その他基本的人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第7条、次項から附則第4項まで及び様式2から様式4までの規定は、同年10月1日から施行する。〔省略〕
- 2 札幌市公印規則(昭和31年規則第3号)の一部改正〔省略〕
- 3 札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)の一部改正〔省略〕
- 4 札幌市会計規則の特例に関する規則(昭和29年規則第45号)の一部改正〔省略〕

## 2 関係要綱

- (1) 札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱

平成20年3月28日環境局長決裁  
令和5年2月24日 一部改正

### 目次

第1章	総則 (第1条-第5条)
第2章	ごみステーションの位置等に係る基準 (第6条-第7条)
第3章	共同住宅に係るごみステーション及びごみ保管場所の設置及び管理 (第8条-第16条)
第4章	共同住宅敷地内ごみステーション設置基準 (第17条-第21条)
第5章	共同住宅ごみ保管場所設置基準 (第22条)
第6章	雑則 (第23条)
	附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成4年条例第67号)第31条及び第31条の2に規定する家庭廃棄物(以下「ごみ」という。)の排出方法、ごみステーションの清潔保持及びごみステーション等の設置等について必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) ごみステーション ごみ収集当日のみ、ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
- (2) ごみ保管場所 ごみを収集日までの間保管するため、建築物内又は建築物とは別に設ける場所をいう。
- (3) 共同住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物をいう。
- (4) 共同住宅の建築主 共同住宅を建設しようとする者をいう。
- (5) 共同住宅の所有者等 共同住宅の所有者又は所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者があるときは当該権限を有する者をいう。
- (6) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- (7) 通路 建物敷地内の人や車の通り道をいう。

#### (市の責務)

- 第3条 市は、効率的かつ安全・衛生的にごみの収集をしなければならない。
- 2 市は、ごみステーションの清潔保持のため効果的な施策を立案するとともに、住民組織、クリーンさっぽろ衛生推進員、利用する市民及び共同住宅の所有者等と協力のうえ清潔保持を推進しなければならない。

#### (市民の責務)

- 第4条 市民は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に示された排出方法に従い、ごみの排出を行わなければならない。
  - 2 市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自らごみステーションを管理するものとする。
    - (1) ネットやカラスよけサークル等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。
    - (2) 管理器材の購入については応分の費用負担をすること。
    - (3) 管理器材の整理、ごみステーションの清掃及び除雪については、当番制を採用することなど利用する市民全員が協力して行うこと。
    - (4) 転入等により、既存のごみステーションを新たに使用する場合は、あらかじめ当該ごみステーションを利用している者等に、その管理方法等を確認すること。
  - 3 市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。
  - 4 市民は、ごみステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。
- 第5条 ごみステーションへのごみの排出に用いる容器は、次の各号に定めるものとする。
- (1) 燃やせるごみ及び燃やせないごみを排出する場合は指定袋

(2) 前号に定めるもの以外のごみを排出する場合は次に定める基準に適合する袋

- ア 十分な強度があること。
  - イ 指定袋と同程度以上の透明度を有すること。
  - ウ 着色されている場合、黒・灰・茶等の暗い色以外のものによること。
  - エ 文字、図柄等がある場合は、それにより自身の識別が妨げられないこと。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、道路、公園等公共の場所を清掃して出たごみを排出する場合は、ポラ  
ンティア清掃専用ごみ袋を用いることができる。

第2章 ごみステーションの位置等に係る基準(共同住宅の敷地内に設置する場合を除く。)

(事前協議)

第6条 ごみステーションの位置は、次条に定める基準に適合することを当該住所地を所管する清掃事務  
所長(別表1)との間で確認したうえで、住民組織及び利用する市民等が定めるものとする。ただし、共  
同住宅の敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い設置しなければならない。

(位置等についての基準)

第7条 ごみステーションの位置等については、原則として以下のすべての基準に適合するものであるこ  
と。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い設置しなけ  
ればならない。

- (1) 歩道又は道路側端等であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法(昭和35年法律第105号)に抵触することなく、ごみ収集車が停車  
して安全に収集作業を行えること。
- (3) 次のア～ウに該当しないこと。

ア 見通しの悪いカーブした道路

イ 急勾配の道路

ウ 回転又は方向転換ができない袋路状道路

(4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となる  
ものがないこと。

(5) 歩道又は道路側端上には、ごみステーションに付帯する固定式の設備を設置しないこと。

2 ごみステーション1箇所当たりの利用世帯数は、20～30世帯を基準とする。ただし、当該住所地を所  
管する清掃事務所長が地域の実情等に応じて必要と認める場合は、10～15世帯を基準とすることができ  
る。

3 前項の規定にかかわらず、当該住所地を所管する清掃事務所長が前項の基準によりがたい、やむを得  
ない事情があると認める場合は、当該清掃事務所長がごみステーションの利用世帯数について個別に判  
断するものとする。

第3章 共同住宅に係るごみステーション及びごみ保管場所の設置及び管理

(対象とする共同住宅)

第8条 この章から第5章までの規定は、住戸を6戸以上有する共同住宅に適用する。ただし、次条、第10  
条及び第12条の規定は、親族が複数世帯同居する建築物を除くすべての共同住宅に適用する。

(共同住宅の所有者等の責務)

第9条 共同住宅の所有者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみ保管場所等を居住者に周知するとともに、  
違反する居住者に対しては、直接指導を行うこと。
  - (2) ごみステーション及びその周辺の清潔保持について、居住者に徹底を図ること。
  - (3) ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、ごみステーション周辺(敷地内通路を含む。)に  
駐車されないよう防止策を講じるとともに、ごみ収集作業に支障がある障害物を除去すること。
- 2 共同住宅の所有者等は、ごみステーションを利用する者と協力して、次の各号に掲げる事項を行うも  
のとす。

- (1) ごみステーション及びその周辺を清潔に保つこと。
- (2) ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようにすること。

(あっせん・仲介業者の責務)

第10条 共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居時にごみの分別区分、排出口  
時、排出場所、排出方法等を入居者に周知しなければならない。

(新築共同住宅に係るごみステーションの設置)

第11条 共同住宅の建築主は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置しなければならない。  
2 前項に定めるごみステーションを設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従わなければ  
ならない。

(既存共同住宅に係るごみステーションの設置)

第12条 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が専用するごみステーションを設置するよう努める  
こととする。ただし、近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意がなされてい  
る場合には、この限りではない。

2 共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する市民とごみステ  
ーションを共用することについて合意ができなくなった当該住所地を所管する清掃事務所長が判断した  
場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみステーションを設置しなければならない。

3 前項の場合におけるごみステーションの設置場所は当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状  
態等により敷地内にごみステーションを設置することができないと当該住所地を所管する清掃事務所長  
が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決めるものとする。

4 ごみステーションを敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い、敷地の周辺  
にごみステーションの位置を決める場合は第6条及び第7条に定める基準に従わなければならない。

(ごみ保管場所の設置)

第13条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、第22条に定める基準に従いごみ保管場所を設置し  
なければならない。ただし、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置し、第9条に定める事項を  
遵守して清潔を保持している場合はこの限りでない。

- 2 ごみ保管場所に保管されたごみは、収集当日の朝、ごみステーションに持ち出すものとする。
- 3 ごみ保管場所及びその周辺は、常に清潔を保持しなければならない。

(近隣住民への説明)

第14条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設  
置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、ごみステーションの  
場所、設備等について、近隣に居住する市民等に説明しなければならない。

2 前項に定める事項は、次条に定める事前協議の前に行わなければならない。

(事前協議・ごみ処理及びごみステーション設置計画書)

第15条 共同住宅の建築主は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認申請又は計画通知の  
前に、ごみステーションの設置等について建築予定区を所管する清掃事務所長と協議しなければならない。  
い。

2 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷  
地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、当該共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長  
と協議しなければならない。

3 第1項の協議の際には、「ごみ処理及びごみステーション設置計画書」(様式1)、第2項の協議の際  
には「ごみ処理及びごみステーション設置計画書」(様式2)を提出し、次の各号に掲げる書類を添付し  
なければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図
- (3) 詳細図(ごみステーション形状図)
- (4) 各階平面図

(ごみ収集の申込み)

第16条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、ごみ収集を開始する2週間前までに、「ごみ収集  
申込書兼所有者等通知書」(様式3)を共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長に提出しなければならない。  
ない。

2 清掃事務所長は前項の申込みを受理したときは、前条に定める計画書の記載内容について現地調査を  
行うものとする。

3 共同住宅の所有者等は、第1項の規定により通知した所有者等に変更があったときは、その旨を「所有  
者等変更通知書」(様式4)によって共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長に通知しなければならない。  
い。

#### 第4章 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準

##### (基本事項)

第17条 共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置予定区を所管する清掃事務所長と事前協議を行うこと。
  - (2) 原則として1棟につき1箇所のごみステーションを敷地内に設置すること。
  - (3) 隣接する敷地に共同住宅がある場合、所有者間の合意があれば、いずれかの敷地内に、まとめて1箇所のごみステーションを設置することができる。
  - (4) 容積は1住戸につき60リットルを基準とする。
  - (5) ごみステーション以外の用途と共用しないこと。
- 2 大型ごみの排出場所は、ごみステーションとは別に、原則として、道路に接する敷地内に設けること。

##### (設置場所についての基準)

第18条 共同住宅敷地内ごみステーションの設置場所についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 原則として、ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができ、道路に接する場所であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法に抵触する場所ではなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行える場所であること。
- (3) 道路に接する敷地のうち次のア～ウに接する場所があるときは、これを除く場所であること。
  - ア 見通しの悪いカーブした道路
  - イ 急勾配の道路
  - ウ 回転又は方向転換する場所がない袋路状道路

(4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。

(5) 例外措置として、ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、以下の要件を満たす場所であること。

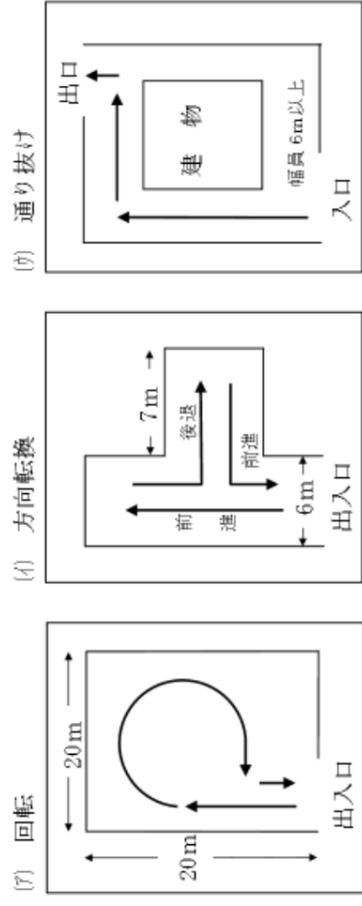
- ア ごみ収集車が前進で敷地内に進入できること。
- イ 出入口は道路に6m以上接していること。
- ウ 出入口からごみステーションまでのごみ収集車が進入する敷地内通路は幅員6m以上であること。
- エ 出入口に門がある場合は、幅6m高さ3.5m以上の開口部があること。
- オ ごみステーションは敷地内通路以外の場所に設置すること。
- カ ごみ収集車の退出のため、以下のいずれかの事項に該当していること。(図1 参照)
  - (ア) 回転のため400㎡(20m×20m)以上の場所があること。
  - (イ) 方向転換のため幅員6m、長さ7m以上の後退で入れられる場所があること。
  - (ウ) 収集後にそのまま前進で通り抜けられること。

キ ごみ収集車が進入する敷地内通路はその重量に耐えうる構造であること。

ク ごみ収集車が進入する敷地内通路には歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。

ケ その他市長が特に必要と認める事項。

図1



- (1) 囲い等を設けるなど、ごみの飛散防止措置を講ずること。
- (2) 道路又は通路に接する長さが奥行きよりも長い形状とすること。
- (3) 雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。
- (4) 囲い等はコンクリート、ブロック等の腐食しない材質で造成し、床面は舗装すること。
- (5) 囲い等には、ごみ収集車停車位置側に幅1.5m高さ2m以上の開口部を設けること。
- (6) 屋根を設置する場合は高さ2m以上とすること。
- (7) 扉を設置する場合は、引戸、シャッター等の収集作業に支障がない扉とし、扉を開いたときの開口部は幅1.5m高さ2m以上とすること。扉は収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。
- (8) ごみステーションの扉等は敷地から出ない構造とすること。

(自動ごみ貯留排出装置(燃やせるごみ用))

第20条 自動ごみ貯留排出装置(燃やせるごみ用)を設置する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音、振動対策には十分配慮すること。
- (2) 屋内に設置する場合は、十分な換気設備を設けること。
- (3) 収集作業を行うため、幅4m、長さ7m以上の後退で入れられる場所があること。
- (4) 燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを集積するため、自動ごみ貯留排出装置とは別にごみステーションを設置すること。
- (5) 歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。

##### (敷地内収集の手続き)

第21条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、共同住宅の敷地内にごみ収集車が進入して収集する場合には、「敷地内収集申請書」(様式5)に収集場所の見取図を添付し、所管の清掃事務所長に提出しなければならない。

2 清掃事務所長は前項の申請を受理したときは、第18条第5号又は第20条に定める事項について現地調査を行うものとする。

3 清掃事務所長は敷地内収集を認める場合には「敷地内収集承認通知書」(様式6)によって、敷地内収集を認めない場合には「敷地内収集却下通知書」(様式7)によって、申請者に通知するものとする。

#### 第5章 共同住宅ごみ保管場所設置基準

##### (ごみ保管場所)

第22条 共同住宅ごみ保管場所の設置についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 1住戸につき燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを合計しておおむね80リットル保管できること。
- (2) 当該適用建築物内又は当該適用建築物外の適当な位置に設置し、各住戸共用又は専用の形態とすること。
- (3) 設置位置及び形態の具体例等については、次表のとおりとする。

(構造についての基準)

第19条 共同住宅敷地内ごみステーションの構造についての基準は以下のとおりとする。

通用建築物内	
位置	壁面、階段下、地上階等
禁止場所	防火・防災上等の理由による禁止場所（廊下、階段、非常口、ベランダ、バルコニー、電気配線点検口、給水管点検口等）
具体例	・収納庫（トランクルーム）、物置等 ・車庫等 ・構造物なし（地上階の吹き抜け部分、階段下等） ※他の用途と併用可 注意事項
備考	・便所、浴室、玄関、台所の床、流し台等は原則として利用しないこと。利用する場合には、専用の保管設備を設置すること。
通用建築物外	
位置	敷地内
具体例	・ごみ保管庫、収納庫（トランクルーム）、物置、ロッカー、コンテナ等 ・車庫等 ・厩（コンクリート製、ブロック製、木製） ・置付の容器、保管器材 ・コンクリート、アスファルト舗装床 ・構造物なし（敷地内通路又は駐車場等に利用していない敷地） ※他の用途と併用可
備考	・ポリ容器の併用等、ごみの飛散防止・防臭・清潔保持に配慮すること。

## 第6章 雑則

(委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境事業部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定（同項第5号から第9号までに係る部分に限る。）は同年10月1日から施行する。

(関係要綱、基準及び要領の廃止)

2 次の要綱、基準、要領は廃止する。

(1) 家庭廃棄物の排出方法及びごみステーションの清潔保持等に関する要綱

(2) ごみステーションの収集基準

(3) 札幌市ワンルーム形式集合住宅に関するごみ保管場所及びごみ排出指導基準

(4) 札幌市ワンルーム形式集合住宅に関するごみ保管場所・ごみステーションの運用基準

(5) 札幌市共同住宅のごみ保管場所設置に関する指導要綱

(6) 札幌市共同住宅におけるごみ保管場所・ごみステーションの指導基準

(7) 中高層集合住宅におけるごみ収集施設設置基準

(8) 中高層共同住宅におけるごみ収集基準

(9) 敷地内収集取扱い要領

(経過措置)

3 この要綱第11条及び第13条から第15条までの規定のうち共同住宅の建築主に係る部分は、平成20年10月1日以降に建築基準法（昭和25年法201号）に基づき建築の確認申請又は計画通知を行おうとする建築物から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年10月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和2年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表1

名称	所管区域	電話番号	住所
中央清掃事務所	中央区	581-1153	南区南30条西8丁目
北清掃事務所	北区	772-5353	北区屯田町990番地3
東清掃事務所	東区	781-6653	東区丘珠町873番地1
白石清掃事務所	白石区・厚別区	876-1753	白石区東米里2170番地
豊平・南清掃事務所	豊平区・清田区・南区	583-8613	南区真駒内602番地30
西清掃事務所	西区・手稲区	664-0053	西区発寒15条14丁目2-1